

静岡県告示第439号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木康友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

榛原郡川根本町東藤川字バンゴ1878の1・1879の1・1879の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）